

諮 問

28食産第3719号
平成28年12月26日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿

農林水産大臣 山本 有二

日本農林規格の改正について（諮問）

下記の日本農林規格について改正を行う必要があるので、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【改正】

- 1 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）
- 2 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）
- 3 有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）
- 4 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）